

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日：基金の創設 平成18年2月10日
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日
 事業者からの費用徴収 平成19年4月 1日
 医療費等の支給対象期間の拡大等 平成20年12月1日
 指定疾病の追加 平成22年7月 1日
 特別遺族弔慰金の請求期限の延長 平成23年8月30日
 肺がん等の判定基準の見直し 平成25年6月18日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ①全事業主
※労働保険徴収システムを活用
- ②一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金
(独)環境再生保全機構

判定の申出

意見を聴く

環境大臣

中央環境審議会

判定結果の通知

意見

申請・請求

認定・給付

被害者又は
ご遺族

石綿に起因する指定疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)

救済給付

- 被害者が指定疾病にかかった旨の認定を受けた場合の給付
 - ・医療費(自己負担分)
 - ・療養手当(103,870円/月)
 - ・葬祭料(199,000円)
 - ・救済給付調整金
- ご遺族が支給を受ける権利の認定を受けた場合の給付
 - ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)・特別葬祭料(199,000円)

※上記のほか、労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する特別遺族給付金(厚労省所管分)がある。

【指定疾病別の認定状況(施行前死亡者を除く)】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
中皮腫	627	525	571	572	601	572	684	4,152
肺がん	172	117	144	140	119	112	114	918
石綿肺	-	-	-	-	5	4	8	17
びまん性胸膜肥厚	-	-	-	-	9	16	15	40
計	799	642	715	712	734	704	821	5,127

【施行前死亡者の認定状況】

計	1,590	320	486	628	106	73	317	3,520
---	-------	-----	-----	-----	-----	----	-----	-------